

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部公開決定のうち、原告（以下「本件原告」という。）が記者会見し新聞に掲載された情報である氏名（以下「本件氏名」という。）、本件原告の顔写真（似顔絵を含む。以下「本件顔写真」という。）、本件原告の住所（以下「本件住所」という。）のうち所属する行政区の部分（以下「本件行政区」という。）、本件原告の年齢（以下「本件年齢」という。）、本件原告の障害の種類及び程度の情報（以下「本件障害情報」という。）のうち知的障害の部分（以下「本件障害部分」という。）を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年4月30日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成21年10月1日に提起された障害者自立支援法違憲訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関する文書一式（訴状、答弁書、準備書面、裁判所へ提出した証拠書類（原告、被告のもの）、証拠説明書、和解調書（訴訟方針に関する国との協議文書を含む。））の公開請求を行った。
- 2 同年5月14日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件訴訟に関する下記(1)の行政文書を特定し、下記(2)の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 特定した行政文書
 - ア 訴状（平成○年○月○日付け）
 - イ 原告証拠説明書（平成○年○月○日付け）
 - ウ 甲第1号証
 - エ 甲第2号証
 - オ 甲第3号証
 - カ 甲第4号証
 - キ 甲第5号証
 - ク 甲第6号証
 - ケ 障害者自立支援法違憲訴訟の審理開始にあたっての意見（平成○年○月○日付け）（原告訴訟代理人 弁護士○○）
 - コ 意見陳述書及び写真（平成○年○月○日付け）（原告）
 - サ 意見陳述の要旨（平成○年○月○日付け）（原告訴訟代理人 弁護士○○）
 - シ 意見陳述の要旨（平成○年○月○日付け）（原告訴訟代理人 弁護士○○）

- ス 意見陳述の要旨（本訴訟の経過）（平成○年○月○日付け）（原告訴訟代理人 弁護士○○）
- セ 基本合意文書と本日の和解の意義（平成○年○月○日付け）（原告訴訟代理人 弁護士○○）
- ソ 障害者自立支援法違憲訴訟についての意見陳述（平成○年○月○日付け）（原告）
- タ 被告名古屋市期日変更申立書（平成○年○月○日付け）
- チ 被告名古屋市答弁書（平成○年○月○日付け）
- ツ 被告国期日変更申立書（平成○年○月○日付け）
- テ 被告国答弁書（平成○年○月○日付け）
- ト 第2回口頭弁論調書（和解）（請求に係る「和解調書」）
- ナ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項による訴訟の実施請求について（依頼）（平成○年○月○日付け）（添付書類のうち訴状（写し）はアと同一であるため省略した。）
- ニ 地方公共団体の事務に関する訴訟の処理についての法務大臣への依頼について（通知）（平成○年○月○日付け）
- ヌ 訴訟事件の処理を法務大臣に依頼した旨の総務大臣への通知について（依頼）（平成21年11月13日付け）
- ネ 争訟事件の実施について（依命回答）（平成○年○月○日付け）
- ノ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第8条ただし書で準用する民事訴訟法第55条第2項による特別の委任について（依頼）（平成○年○月○日付け）
- ハ 争訟事件の終了について（通知）（平成○年○月○日付け）（添付書類の和解調書正本（写し）はトと同一であるため省略した。）

(2) 非公開事由

ア 条例第7条第1項第1号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている次に掲げる情報については、個人の身体的特徴、健康状態、職業、経歴、所得、財産、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないものと認められる。

(ア) 本件氏名、本件顔写真、印影、本件住所、本件原告の電話番号及び生年月日、本件年齢、本件原告の家族構成（以下「本件家族構成」という。）、本件障害情報、本件原告が利用していた事業者の名称及び所在地、本件原告が利用していたサービス（受給していた給付費を含む。）の名称（以下「本件サービス情報」という。）及び利用量（以下「本件サービス量」という。）、本件原告の収入（利用者負担額負担上限月額を含む。以下「本件収入情報」

という。)並びに本件原告が所属する自治会の名称に関する情報
(イ) 訴外人(公務員を除く。)の氏名、顔写真及び印影に関する情報

イ 条例第7条第1項第2号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている弁護士の印影については、弁護士が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、弁護士の事業運営に支障をきたすと認められる。

3 平成22年5月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件氏名、本件顔写真、本件住所、本件年齢、本件家族構成、本件障害情報、本件サービス情報、本件サービス量及び本件収入情報を非公開とした部分(以下「本件対象情報」という。)の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第1項第1号に該当しない。

新聞で明らかになっている情報は、本件原告が記者会見で公表したものであるもので、「通常他人に知られたくない」と考える情報ではない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報は、本件氏名、本件住所等直接個人を識別することができるもののほか、本件家族構成、本件サービス情報、本件サービス量、本件収入情報が判明するものであり、一体として個人の識別ができるものである。また、本件対象情報の内容は、その性質上、一般人の感受性を基準として、当該個人の立場に立った場合、他人に公開されることを欲しないことは明らかであり、これは、新聞報道により個人の情報が公表されているか否かにかかわらずないと解すべきである。よって、本件対象情報は、条例第7条第1項第1号前段に該当する。

2 仮に本件対象情報の一部が一定の範囲の者にのみ特定の個人が識別できるものであるとして、個人識別性がないと考えるとしても、障害の種類及び程度、利用しているサービス等の個人の健康状態、病歴等の個人の心身状態に関する情報であるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、同号後段に

該当する。

- 3 自ら取材に応じたことによる新聞報道による公表は、その限度でプライバシーに関する情報を他人に知られることを受忍したものといえる。しかし、一時的に報道によって、当該個人の情報が公衆の知り得る状況に置かれたとしても、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知りうる状態に置かれているともいえなくなる。公表は自己の目的に合致した一時的なものであり、その後も自ら公表の可否を判断することもないまま、他者に公表され続けることはないと期待するものといえる。情報公開によっていったん公開されると、当該情報を把握し制御することは不可能に等しい。したがって、新聞報道を通じて自己の情報の一部を公表したという事情をもって、同号前段の通常他人に知られたくないか否かの結論が変更されることはないと解すべきである。
- 4 原告は「障害者自立支援法の矛盾に強い憤りを感じ、やむなく本件訴訟を決意した」のであり、原告訴訟代理人も「原告とその家族は、ときには社会、あるいはマスコミの矢面に立ち、プライバシーを犠牲にすることを覚悟の上で提訴を決意した」ものであると述べている。和解により訴訟が終結したことにより、原告の目的は達成しており、プライバシーに関する情報をその後も公表し続ける必要性はない立場にある。仮に原告自身が、何らかの考えにより公開を許容していたとしても、同号の解釈は、一般人の感受性を基に行うのであるから、そのような主観は、判断には影響しない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件対象情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件訴訟について

本件訴訟は、福祉サービス利用料の原則1割を自己負担とする障害者自立支援法

(平成17年法律第 123号) をめぐる集団訴訟の一環として行われたものであり、国及び名古屋市に利用料の全額給付を求めて名古屋地方裁判所に提起され、平成〇年〇月〇日に和解が成立したものである。

4 新聞報道について

本件訴訟を提起した時点及び和解成立時点において、本件原告が原告訴訟代理人とともに記者会見を行い、当該記者会見の内容が複数の新聞で報道されている。

訴訟提起時点の翌日の新聞には、本件氏名、本件年齢、本件障害部分及び本件収入が掲載されている。

また、和解成立時点の翌日の新聞には、本件氏名、本件年齢、本件行政区、本件障害部分及び本件顔写真が掲載されている。

5 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、まず、本件対象情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件対象情報について

ア 本件対象情報は、本件氏名、本件顔写真、本件住所、本件年齢、本件家族構成、本件障害情報、本件サービス情報、本件サービス量及び本件収入情報であり、これらの情報は、原告の氏名を始めとする個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることは明らかである。

イ 次に、本件対象情報が、通常他人に知られたくないと認められるものであるか否か判断する。

(ア) 本件対象情報を公開すると、本件原告が本件訴訟を提起したという事実及び本件原告の詳細な個人情報明らかになるため、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないと考えられる。

(イ) しかし、本件原告の場合、原告自らが、本件訴訟の提起時及び和解時に、記者会見を行い、本件原告の個人情報を含め本件訴訟に関する情報について明らかにし、その結果、複数の新聞に、本件氏名、本件年齢、本件住所のうち本件行政区、本件障害情報のうち本件障害部分、本件収入及び本件顔写真

(以下「本件公開情報」という。)が掲載されていることが認められる。

(ウ) このように個人情報該当性の判断において、一般人の感受性を基準にするとしても、本件原告のように新聞報道を通じて自己の情報の一部を自ら公表したという特段の事情がある場合には、当該事情を基礎として、通常他人に知られたくないか否かを判断すべきである。

(エ) 本件の場合、原告自らが進んで広く一般に公表していることから、本件対象情報のうち本件公開情報については、通常他人に知られたくないとは認められない。

(オ) したがって、本件対象情報のうち本件公開情報の部分は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

(カ) もっとも、本件対象情報のうち本件公開情報以外の部分については、障害の種類及び程度、利用しているサービス等、個人の健康状態、病歴等の個人の心身状態に関する情報であり、個人の障害に関する機微にわたる私的な情報であるため、通常他人に知られたくないと認められる。

(キ) なお、実施機関は、情報公開によっていったん公開されると、当該情報を把握し制御することは不可能に等しいため、公開すべきでないと主張している。しかし、一時的な報道によって、本件公開情報が新聞を始めとした各種マスメディアに公にされた場合であっても、当該情報を把握し制御することは不可能に等しく、情報公開による公開の場合と記者会見による公表の場合とを区別する理由も乏しいと考えられる。

(3) 以上のことから、本件対象情報のうち本件公開情報以外の部分については、条例第7条第1項第1号に該当すると認められるが、本件対象情報のうち本件公開情報の部分は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 6 月16日	諮問書の受理
6 月18日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8 月24日	実施機関の弁明意見書を受理

8 月 26 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成23年10月12日 (第130回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 9 日 (第131回審査会)	調査審議
平成24年 2 月27日 (第135回審査会)	調査審議
3 月 2 日	答申